

戸田市重層的支援体制整備事業実施計画

戸 田 市

令和8年3月

目 次

1	計画の基本的な考え方.....	1
	（1）目的.....	1
	（2）策定体制と検討経過.....	1
2	重層事業の実施について.....	1
	（1）重層事業の概要.....	1
	（2）事業の枠組み.....	2
	（3）本市の重層事業の実施時期・基本方針.....	2
3	計画の策定.....	3
	（1）計画の位置づけ.....	3
	（2）計画の期間.....	3
	（3）計画の見直しと管理体制.....	3
4	重層事業において実施する事業.....	3
	（1）各事業の概要.....	3
	包括的支援事業.....	4
	参加支援事業.....	5
	地域づくり事業.....	5
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	6
	多機関協働事業.....	6
	支援会議及び重層的支援会議.....	7
	支援プランの作成.....	7
5	重層事業における支援体制及び連携について.....	8
	（1）支援体制について.....	8

1 計画の基本的な考え方

(1) 目的

戸田市重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 4 第 2 項に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応することができる重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）を計画的に行うことを目的としています。

(2) 策定体制と検討経過

本市では、これまでも複合的な課題を抱えている相談にあたっては、関係機関が連携し、支援を実施してきました。

また、令和 2 年度に、「福祉総合相談窓口」を設置し、どこに相談すればよいか分からない等のニーズにも対応しています。

令和 5 年度には、戸田市社会福祉協議会と地域福祉推進の方向性の共有化を図るため、戸田市地域福祉計画と戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

そして、令和 6 年度からは、福祉保健センターに新たに設置された地域福祉政策担当において、既存事業の現状把握を行い、狭間のニーズ等を中心とした相談体制のあり方の検討を進めてきました。

令和 7 年度には、重層事業に係る移行準備事業の多機関協働事業（一部委託）、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の業務を戸田市社会福祉協議会へ委託し、移行準備を始めたところです。

2 重層事業の実施について

(1) 重層事業の概要

これまでの社会保障制度は、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

しかしながら、全国的に少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、一つの世帯が複雑・複合的な課題を抱えている状態、たとえば、80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と子育ての時期を同時に迎える「ダブルケア」、世帯全体が地域から孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない可能性があります。

そのような中、地域共生社会の実現を目的として、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人に寄り添い、つながりを持ち続ける「伴走支援」を実施するために、法に基づき、令和 3 年 4 月より実施されることになった新たな事業が重層事業です。

重層事業は、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくりに関連する事業を市

町村の実情に応じて一体的に進めるもので、新規事業に対し国補助金も設けられました。

事業を進めるにあたっては、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築し、介護、障がい、こども、生活困窮の分野における既存の取組を活かしつつ、「参加支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働」「支援プランの作成」の4つの機能を新たに加え、一体的に実施します。

(2) 事業の枠組み

事業名称 法 106 条の 4 第 2 項各号より	既存制度・事業内容等	実施状況
第 1 号 包括的相談支援事業	< 既存事業 > [介護] 地域包括支援センター [障がい] 相談支援事業 [こども] 利用者支援事業 [生活困窮] 自立相談支援事業	既存事業
第 2 号 参加支援事業	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、多様な社会参加の実現を図る機能	継続事業 (R7 年度 ~)
第 3 号 地域づくり事業	< 既存事業 > [介護] 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 [障がい] 地域活動支援センター事業 [こども] 地域子育て支援拠点事業 [生活困窮] 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	既存事業
第 4 号 アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	訪問等を継続的に行い、本人との信頼関係の構築を図り、本人とのつながりづくりから必要な支援につなげていく事業	継続事業 (R7 年度 ~)
第 5 号 多機関協働事業	世帯を取り巻く支援関係者の連携の円滑化を図り、全体を調整する機能	継続事業 (R7 年度 ~)
第 6 号 支援プランの作成	多機関協働事業と一体的に実施。支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。	継続事業 (R7 年度 ~)

(3) 本市の重層事業の実施時期・基本方針

本市では、「戸田市福祉施策審議会」や「戸田市重層的支援推進会議」での諮問及び検討調整を経て、令和 7 年 3 月に策定した戸田市重層的支援体制整備事業移行計画を踏まえ、令和 8 年度から本事業を実施することとします。

また、本事業の実施にあたって、以下の 3 点を基本方針とすることとします。

戸田市重層的支援体制整備事業 基本方針

- ・本事業を令和8年度から実施すること
- ・包括的相談支援事業、地域づくり事業は従前のおり各所管課で対応すること
- ・多機関協働事業（一部）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を戸田市社会福祉協議会と連携し、実施すること。その中では、社会福祉協議会がこれまで培ってきた地域とのつながりを活かして体制整備を図ること

3 計画の策定

(1) 計画の位置づけ

重層事業の実施にあたっては、実施計画を策定するよう努めるものとする規定されており（法第106条の5）、この計画はその規程に基づき策定するものです。

また、重層事業は、本市の「第5期戸田市地域福祉計画【令和5年度～令和9年度】」との整合性を図りながら策定いたします。

(2) 計画の期間

本実施計画の期間は、計画の終了期間を「第5期戸田市地域福祉計画」と合わせ、令和8年度から令和9年度の2年間とします。その後、「第6期戸田市地域福祉計画」と一体的に策定いたします。

(3) 計画の見直しと管理体制

重層事業の実施にあたっては、庁内関係各課や各分野の相談支援機関窓口との連携と、地域の実情に合わせた実施体制の構築が必要となります。具体的には関係部局を横断した「戸田市重層的支援推進会議」を開催し、取り組み内容等を検討していきます。

さらに重層事業の各事業を一体的に実施する方策について、庁内の関係部局とこれまで以上に連携し、また、庁外の関係者とも意見を積み重ね、具体的な検討を行います。

今後、法改正や、社会情勢や福祉環境等の変化などが想定されることから、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。実施計画の変更見直しにあたっては、「戸田市福祉施策審議会」や「戸田市重層的支援推進会議」において、その内容の検討を行うものとします。

重層事業における各分野と教育分野を含めた、管理職、係長、実務に精通した担当者間で構成する「重層的支援体制連絡会」にて情報共有を図ってまいります。

なお、実施事業の内、既存事業の詳細な進捗管理については、各個別計画等において行います。

4 重層事業において実施する事業

(1) 各事業の概要

包括的相談支援事業

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野の既存の相談支援を一体的に実施し、属性、世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、問題の解きほぐしや整理を行うものです。単独では解決が難しい場合、他の支援機関と連携し、必要に応じて多機関協働事業へつなぎ、支援を行います。

<本市の実施状況>

分野	事業名	事業内容	形態	箇所数	所管課
介護	地域包括支援センター	「高齢者総合相談窓口」として、介護・福祉等、様々な面から高齢者への支援を行う。	委託	4箇所	健康長寿課
障がい	相談支援事業 (障害者基幹相談支援センター)	地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として障がいのある方やその家族の相談支援に関する業務を総合的に行う。	委託	1箇所	障害福祉課
	相談支援事業 (委託相談支援事業所)	障がいのある方の生活全般に関する相談支援を行う。	委託	3箇所	障害福祉課
こども	利用者支援事業 (基本型)	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要なアドバイスを行うほか、こども家庭センターとの連絡調整や情報提供を行う。	直営 指定管理	3箇所	こども・若者政策課
	利用者支援事業 (特定型)	子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。	直営	1箇所	保育幼稚園課
	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	母子保健と児童福祉が連携・協働して全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に対し、専門的な見地から相談支援等を行う。	直営	1箇所	親子健やか室
	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせ切れ目なく実施することとし、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を行う。	直営	1箇所	親子健やか室

生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 (生活自立相談センター)	生活困窮者の自立に向けて、経済的な問題だけでなく、心の問題、家庭の問題、健康上の問題など様々な課題を抱えた方の相談支援を行う。	委託	1箇所	生活支援課
------	-------------------------------	---	----	-----	-------

参加支援事業

既存の参加支援に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。本人と支援メニューをマッチングした後も、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行います。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートします。

<本市の実施状況>

分野	事業名	事業内容	形態	箇所数	所管課
全市民	参加支援事業	既存の参加支援に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。	委託 (戸田市社会福祉協議会)	市内全域	福祉保健センター

地域づくり事業

介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。加えて、地域における資源の開発やネットワークの構築、多様な担い手のマッチング等を行い、地域における活動の活性化や発展を図ります。

<本市の実施状況>

分野	事業名	事業内容	形態	箇所数	所管課
介護	一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業	地域の高齢者が主体的に運営する通いの場「TODA元気体操」の活動促進のための支援や新たな介護予防リーダーの養成、介護予防リーダーと地域とのマッチングを行う。	直営	43箇所	健康長寿課
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送れる地域づくりを行う。	委託	市内全域	健康長寿課

障がい	地域活動支援センター事業	障がい者等の地域活動支援の促進を図ることを目的として、障がい者等の創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進の便宜を図る。	民間	3箇所	障害福祉課
こども	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供を行う。	委託 民間 直営 指定管理	3箇所 8箇所 10箇所 2箇所	・こども・若者 政策課 ・保育幼稚園課
生活困窮者支援等	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。	既存事業	1箇所	福祉保健センター

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱え必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問を通じて信頼関係を構築し、本人とのつながりづくりを通じて適切な支援サービス等につなげる事業です。

また、対象者を見つけるため、支援機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等の情報を幅広く収集します。

事業の性質として、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な方を対象者としています。

<本市の実施状況>

分野	事業名	事業内容	形態	箇所数	所管課
全市民	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	複雑化・複合化した課題を抱え必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問を通じて信頼関係を構築し、本人とのつながりづくりを通じて適切な支援サービス等につなげる。	委託 (戸田市社会福祉協議会)	市内全域	福祉保健センター

多機関協働事業

多機関協働事業は、各支援機関からつながれた、複雑化・複合化した様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して行うもので、重層事業の中核を担います。

事例に対応する支援機関の課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を担う事業です。(後述の「5 重層事業における支援体制及び連携について」を参照。)

支援会議及び重層的支援会議

個別のケースに対し、適切な支援を提供できるよう支援会議及び重層的支援会議について次のように実施します。(後述の「5 重層事業における支援体制及び連携について」を参照。)

(1) 支援会議

支援会議は法第 106 条の 4 の規定に基づく会議であり、本人の同意が得られないために、各支援関係機関の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にもかかわらず体制整備が進まない事案などに対して、会議の構成員に守秘義務が課される中で、必要な支援体制に関する検討を行うものです。開催要件については、以下のとおりを原則とし、随時開催することとします。

【要件】

- ・複数分野にまたがる課題があり、各支援関係機関だけでは課題解決や適切な支援の提供が見込めないケース
- ・その他福祉保健センターが会議を開催すべきと判断したケース

【参加者】

- ・福祉保健センター地域福祉政策担当
- ・アウトリーチ、参加支援、多機関協働事業の事業者
- ・各支援関係機関等
- ・福祉保健センターが指定した人物

【開催頻度】随時

(2) 重層的支援会議

重層的支援会議は重層事業が適切かつ円滑に実施されるために開催される会議であり、各支援関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースの重層支援事業におけるプランを共有したり、同プランの適切性を協議するものです。

【要件】

- ・複数分野にまたがる課題があり、各支援関係機関だけでは課題解決や適切な支援の提供が見込めないケース
- ・その他福祉保健センターが会議を開催すべきと判断したケース

【参加者】

- ・福祉保健センター地域福祉政策担当
- ・アウトリーチ、参加支援、多機関協働事業の事業者
- ・各支援関係機関等
- ・福祉保健センターが指定した人物

【開催頻度】随時

支援プランの作成

重層支援事業におけるアセスメントの結果を踏まえ、多機関協働事業と一体的に

実施します。各支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。

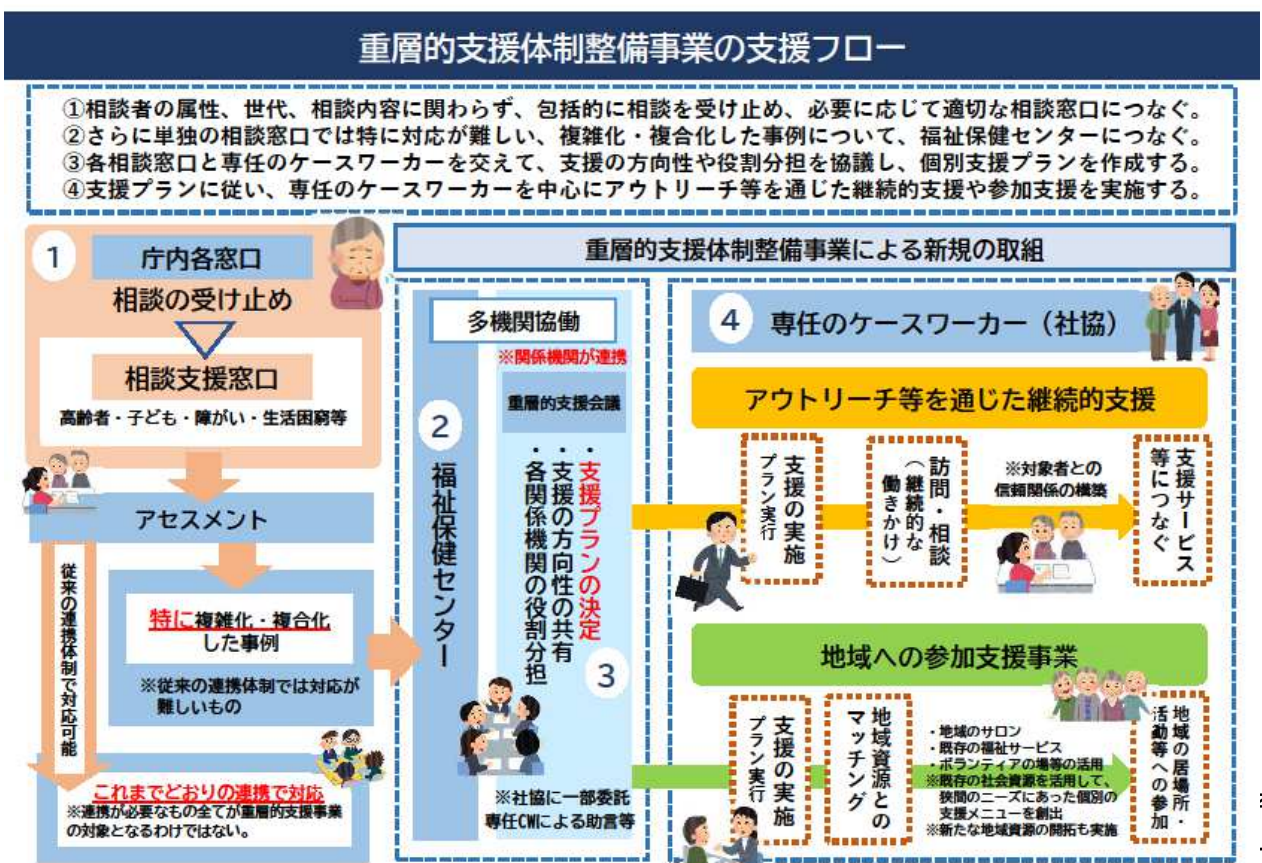
<本市の実施状況>

分野	事業名	事業内容	形態	箇所数	所管課
全市民	多機関協働事業	各支援機関からつながれた、複雑化・複合化した様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して行うもので、重層事業の中核を担う。また、各支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。	一部委託 (戸田市社会福祉協議会)	市内全域	福祉保健センター

5 重層事業における支援体制及び連携について

(1) 支援体制について

重層事業における支援のフローは、以下のとおりとします。



地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、戸田市重層的支援推進会議を設置するため「戸田市重層的支援推進会議要綱」を定め、令和7年7月に課長級の会議体である「戸田市重層的支援推進会議」を実施いたしました。

また、「戸田市重層的支援推進会議」とは、別に管理職、係長、実務担当者で構成する「重層的支援体制連絡会」において、情報共有や実務レベルでの連携などを図ってまいります。

令和8年度から実施する重層事業では、この2つの会議体等を活用し、より一層の連携体制と情報共有を図り、重層事業への共通認識を持ちながら体制整備を進めてまいります。

戸田市重層的支援推進会議構成

所属・機関		職
健康福祉部	福祉保健センター	福祉保健センター所長
	福祉保健センター	福祉保健センター担当課長
	生活支援課	生活支援課長
	障害福祉課	障害福祉課長
	健康長寿課	健康長寿課長
こども健やか部	こども・若者政策課	こども・若者政策課長
	親子健やか室	親子健やか室担当課長
	保育幼稚園課	保育幼稚園課長
戸田市社会福祉協議会		戸田市社会福祉協議会の代表者又はその指名する者

戸田市重層的支援体制連絡会構成

所属・機関		担当
健康福祉部	生活支援課	生活自立相談センター 福祉総合相談窓口 生活困窮者自立相談支援事業
	障害福祉課	相談支援事業 地域活動支援センター事業
	健康長寿課	地域包括支援センター 地域介護予防活動支援・生活支援体制整備事業
	福祉保健センター 地域福祉政策担当	事務局 重層的支援体制整備事業
	福祉保健センター 健康づくり担当	こころの健康相談 ひきこもり支援

	こども・若者政策課	利用者支援・地域子育て支援事業
こども健やか部	親子健やか室	親子保健 こども家庭相談センター 利用者支援事業
	保育幼稚園課	利用者支援・地域子育て支援事業
教育委員会事務局	教育政策室	スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー等
戸田市社会福祉協議会		コミュニティソーシャルワーカー 重層的支援体制整備事業